

# 細 則

## 第1条 登録手数料

1. 会則第6条における1名あたりの登録手数料は、次の通りとする。

登録手数料	3,300円(税込)
-------	------------

2. 会員は、前項の登録手数料を入会手続き時に現金にて支払うものとする。なお、一旦支払われた登録手数料は返還しないものとする。

## 第2条 月会費

1. 本クラブの会費の月額(当月1日から当月末日まで)は、会員種別に応じて次の通りとする。

会員種別	月会費(税込)
正会員	9,680円
正会員プラス24	10,780円
デイトタイムA会員	9,130円
デイトタイム会員プラス24	10,230円
家族会員	1名につき 9,130円
家族会員プラス24	1名につき 10,230円
アクアA会員	8,580円
深夜早朝セルフ会員	5,500円
デイトタイムB会員	8,580円
学生会員	7,480円
学生会員プラス24	8,580円
ナイト会員プラス24	8,030円
アクアB会員	6,930円
ホリデイ会員	7,700円
ホリデイ会員プラス24	8,800円
月4会員	6,820円

2. 会員は、入会手続き時に2ヶ月分の月会費を現金で支払うものとする。

3. 3ヶ月目以降の月会費は、毎月26日までに翌月の会費を預金口座振替、または自動払込の方法により支払うものとする。なお、26日が金融機関の休業日の場合、翌営業日とする。

※収納代行会社はSMBCファイナンスサービス株式会社とする。なお、収納代行会社への手続完了までは毎月25日を振替日とする。

4. 一旦支払われた月会費は、返還しないものとする。

## 第3条 家族会員の追加

1. 家族会員は、正会員の同居の親族を家族会員に追加することができるが、この追加に伴う登録手数料は、追加家族会員1名あたり次の通りとし、4名までを限度とする。

登録手数料	3,300円(税込)
-------	------------

2. 前項の登録手数料は、会則第6条に準用する。月会費等の支払いについては、本細則第2条第3項の規定に準用する。

## 第4条 深夜早朝セルフ会員・プラス24会員の登録

1. 満18歳以上の方を対象とする。未成年者の入会については、会則第4条第1項第1号の規定に準用する。
2. 当該種別に登録の際に、生体認証システムサービス(セキュリティ解除(指紋認証機器)の指紋登録)の利用について事前に説明を受け、同意した方に限り本種別に登録することができる。
3. 本種別に登録するには、生体認証システムの登録料として2,200円(税込)を支払うものとする。
4. 本種別に登録した会員は、本システムが採用するサービスの利用に関する全ての事項について、本細則の交付を以て会員は同意したものとし、登録者本人

に対し本サービスの提供を開始する。

5. 本クラブに提供された指紋その他の個人情報については、当社個人情報保護方針(プライバシーポリシー)に則り、法令遵守の上、厳正な取扱いをする。
6. セルフ営業時間の利用可能エリアは、ジムエリアのみとし、ロッカー、浴室、ロビー、スタジオ、プールは利用不可とする。
7. 本種別の利用可能時間は、本細則第10条に定めた通りとする。通常営業時間の終了30分前からその翌日の通常営業開始時間迄とし、通常営業開始時間の前には本クラブを退館しなければならない。

## 第5条 変更手数料

会則第10条における本クラブの変更手数料は、1回につき1,100円(税込)とする。

## 第6条 会員証の再発行

会則第15条第4項における会員証の再発行料は、1会員証につき1,100円(税込)とする。

## 第7条 入会手続きに必要な書類

本クラブに入会する方は、入会手続き時に次の書類等を提出しなければならない。

- ①入会申込書
- ②健康申告書
- ③キャッシュカード
- ④通帳届出印鑑
- ⑤運転免許証・保険証などの本人確認書類
- ⑥その他本クラブが定める必要書類など

## 第8条 通常営業時間、セルフ営業時間及び休館日

1. 本クラブの通常営業時間は次の通りとする。

平 日	10:00~21:30
土 曜 日	10:00~21:30
日曜・祝日	10:00~18:00

2. 本クラブのセルフ営業時間は次の通りとする。

平 日	21:00~翌10:00
土 曜 日	21:00~翌10:00
日曜・祝日	17:30~翌10:00

3. 毎週水曜日はクラブ休館日とする。(火曜21:30から木曜10:00までは利用不可)なお、その他、休館日は本クラブが別途営業カレンダーによって定めるものとする。
4. セルフ営業時間は、深夜早朝セルフ会員とプラス24会員が利用でき、それ以外の会員は利用できないものとする。
5. 本クラブは、セルフ営業時間に従業員を配置しない無人サービス提供時間帯の安全対策については本クラブが提携する警備会社の緊急連絡システムを設置して、利用者の緊急時の対応に備える。

## 第9条 改正

本細則の改正は、本クラブが必要に応じて行うものとし、その効力はすべての会員に及ぶものとする。本細則を改正する時には改正日の1ヶ月以上前までにその内容を本クラブの所定の場所に掲示し、本クラブホームページにて会員に告知するものとする。

## 第10条 本細則の発効

本細則は2021年8月1日より発効する。